

障がい者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に係る障がい者差別解消支援地域協議会の設置について

1 背景等

(1) 背景・国の動向等

- ・障害者権利条約の署名・締結（平成19年9月28日）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行（平成28年4月1日）（以下「法」という。）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則（平成28年内閣府令第2号）の施行（平成28年4月1日）（以下、「施行規則」という。）
- ・障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（改訂版）の発出（平成28年3月）（以下「手引き」という。）

(2) 本市の対応

法第17条第1項に係る障がい者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）については、平成29年4月1日より城陽市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）をもって地域協議会とした。

2 地域協議会に係る自立支援協議会委員の取扱いについて

臨時委員

法17条第1項では「国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(略)は、(略) 障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。」と規定されているが、組織する立場の本市の機関が不足することから、城陽市障がい者自立支援協議会規則第2条第1項第6号に基づき本市福祉保健部職員から、自立支援協議会の臨時委員として出席を求める。

3 地域協議会の役割について

手引きでは次のとおり示されている。

- ① 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- ② 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
- ③ 障害者差別に関する相談体制の整備
- ④ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ⑤ 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ⑥ 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

4 平成 30 年度の本市状況

平成 30 年度は相談及び申出はありませんでした。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする

差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き

—すべての国民が障害の有無にかかわらず
互いの人格と個性を尊重し合いながら
共生できる社会を目指して—
(改訂版)

平成28 年 3 月

内閣府障害者施策担当

2 地域協議会は何をするのですか？

地域協議会は、障害者差別の解消に関係する地域の様々な機関等により構成されることから、

- ・複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関等が対応した事案の共有
- ・障害者差別に関する相談体制の整備、障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ・構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ・障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

などを扱うことが考えられます。

(1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有

障害者差別と思われる相談については、単一の機関で対応可能な事案もありますが、例えば、商店街全体として障害者への対応に課題を有するような事案や、保健・福祉の関係機関による支援が必要な事案などについては、単一の機関では対応が困難なことから、地域協議会において紛争の防止や解決を後押しするための話し合いを持つことが考えられます。

(2) 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有

多くの地域において、これから、障害者差別に関する相談体制の整備に取り組むことが想定されます。そのため、関係機関等が対応した相談に係る事例に関する情報、特に紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容について共有することは、地域協議会を構成する機関等が障害者差別の解消に関する共通認識を持つことにつながります。また、類似する相談を受ける際の参考となるだけでなく、地域全体の相談対応力の向上につながるものと思われます。

（３） 障害者差別に関する相談体制の整備

障害者差別に関する相談へ対応することが想定される窓口の洗い出しや、窓口によって聞き取る内容の不整合が生じないようにするための共通の情報記入シートの作成、さらには、相談を受けてから事案の解決を目指す際の標準スキームの検討などについて協議することが考えられます。

（４） 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析

障害者差別の解消に向けては、発生した事案への対応だけでなく、障害者差別が起こらない地域づくりをしていくことが重要です。現に提供されている合理的配慮（提供主体が特に意識せずに行っている取組を含む。）の事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、より多くの機関等で良い取組が実践されるような事例集の作成などについて話し合いを持つことが考えられます。

（５） 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し

地域協議会で事案を共有し、意見交換し、権限を有する機関につないだあと、その機関が紛争解決のために斡旋・調整等の様々な選択肢の中でどういう解決策をとるか考えることとなります。地域協議会での意見交換の段階から、法にいう合理的配慮の考え方や過重な負担の判断基準、蓄積・共有した事例等を踏まえて解決方法をアドバイスすることで、紛争解決の後押しをすることが考えられます。

（６） 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

障害者差別解消法では事業者でない一般私人の行為を対象としていないことから、原則として地域協議会でも協議対象となりません。ただし、障害者に対する誤解や偏見、無理解や、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する障害者差別を解消していくためには、障害者差別解消法の周知はもちろんのこと、障害特性を理解するための研修・啓発や、（４）で取り上げた障害

者差別の解消に資する取組に係る事例の発信なども重要です。そのため、相談に係る事案に関する協議のみならず、それぞれの地域で重点的に実施すべき研修・啓発等の分野や内容を検討するとともに、効果的な周知・発信の在り方などについて協議することが考えられます。

3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？

(1) 組織形態

地域協議会の組織形態に、特別な決まりはありません。組織する単位（都道府県・市町村）によっても異なりますし、市町村の場合でも規模によっても異なりますので、地域の実情に応じてさまざまな立ち上げ方が考えられます。

すでに障害者差別の解消に関する条例等に基づく会議体を有している場合は、その組織に地域協議会の機能を付加するといった方法もあるでしょう。また、平成26年度及び27年度に実施した「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業」のモデル会議においては、既存の障害者虐待防止法に基づくネットワークや、障害者総合支援法に基づく協議会の枠組みを活用して地域協議会をモデル的に立ち上げたケースもあります。多くの場合、障害者施策に関する会議体の構成メンバーはほぼ重複しますので、既存の会議体の枠組みを活用しつつ、必要に応じて地域協議会に追加のメンバーを加えることなどにより、参画する機関等の負担も抑えながら地域協議会を立ち上げることができます。

なお、協議会の立ち上げに当たっては、地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表することが必要です。

(2) 会議の運営

地域協議会は、地域における障害者差別に関する相談や、相談を踏まえた取組などを話し合う場ですので、まずは地域の関係機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことが大切です。また、2（1）から（5）で示した事項を効率的に協議するためには、代表者会議（親会議）の下に実務者会議（ワーキングチーム）を置くことも考えられます。

代表者会議と実務者会議を置く場合の役割分担は、次のとおりです。

(代表者会議)

代表者会議は、基本的な運営方針の検討のほか、政策提言、研修啓発に関する企画の決定、相談体制の構築や個別の相談に係る事案の進行管理など、地域

協議会全体に関する事項を協議します。あわせて、地域における障害者差別の実態や差別の解消に資する取組に関する情報交換を行い、関係者の共通認識を醸成することも有効と思われます。

(実務者会議)

実務者会議は、代表者会議において共有された検討事項のうち、実務的な意見交換を積み上げる必要があるものを中心に協議します。具体的には、

- ・ 地域における障害者差別の実態把握や差別の解消に資する取組に関する情報の収集
 - ・ 相談窓口による紛争の防止、解決に向けた協議やそれぞれの機関の活動状況の情報交換
 - ・ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
 - ・ 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発・発信
- などが考えられます。

(3) メンバー構成

メンバー構成は、設置主体や区域の広さなどによって異なります。障害者差別解消法では、地域協議会のメンバーとして、国及び地方公共団体の機関のうち、医療、介護、教育など障害者施策に関連する部署をはじめ、NPO法人などの団体、学識経験者、その他必要と認める者を示しています。想定されるメンバーは次ページの表のとおりですが、これらの参画機関等をすべてメンバーにしなければならないということではなく、それぞれの地域の実情に応じてメンバー構成を考えることが重要です。なお、国の出先機関や広域的な職能団体などをメンバーに加えることは、都道府県や政令市でなければ一般的には難しいのではないかと考えられます。

また、法の規定には明示されていませんが、障害者差別に関する協議を行う場ですので、障害者及びその家族の参画について配慮するとともに、性別・年齢・障害種別を考慮することが望ましいと考えます。

【想定される地域協議会の構成機関等】

分野		都道府県	市町村
行政	国の機関	法務局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関 等	法務局、公共職業安定所（ハローワーク） 等
	地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警 等	障害者施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防本部 等
関係機関団体等	当事者	障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等
	教育	校長会、PTA連合会 等	校長会、PTA連合会 等
	福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、社会福祉施設、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師会（医師）、歯科医師会（歯科医師）、看護協会（保健師・看護師）、医療機関、病院団体 等	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
	事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者 等	商工会議所、公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士会（弁護士）、司法書士会、人権擁護委員連合会（人権擁護委員） 等	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等
その他		学識経験者、新聞社、放送局 等	学識経験者、自治会 等

※表の機関等をすべて含めなければならないということではなく、メンバー構成は地域の実情に応じて検討。